

令和 3 年度臨床研修病院の募集定員について

1 概要

- ・令和 2 年度から、臨床研修に係る事務の一部が国から県に権限移譲され、令和 3 年度分以降の臨床研修病院の募集定員を県が設定することとなる。
 - ・県は、国が設定する都道府県ごとの上限の範囲内で、地域の実情等を勘案して、医療対策協議会の意見を踏まえて定員の算定方法をあらかじめ定め、定員を設定することとされている。
 - ・令和 3 年度の都道府県ごとの上限について、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の審議を経て、1 月 31 日付けで厚生労働省から県へ連絡があり、本県の上限は 194 + 加算分 (※) とされた。
- (※県の配分の結果、やむを得ず一病院あたりの定員配分数が 1 となる場合、当該病院の募集定員数を 2 (募集定員の下限) に増加するための加算 (医療対策協議会で了承されたものに限る)
- ・県は、その上限の範囲内で、医療対策協議会の意見を聴いたうえで病院ごとの募集定員を定め、4 月 15 日までに厚労省へ報告することとされている。

(参考 1) 県上限等の推移

(単位：人)

	県上限 ※自治含む	募集定員 (病院希望による調整後) ※自治含む	マッチング結果 (1 次募集) ※自治含まず	採用実績 ※自治含む
H29(2017)採用	253	245	216	191
H30(2018)採用	262	243	200	173
R1(2019)採用	272	241	184	171
R2(2020)採用	259	247	204	—
R3(2021)採用	194 (前年比△65)	—	—	—

(参考 2) 国の上限設定に係る算定方法の主な変更点

- ・上限の算定において、「人口」又は「医学部入学定員」を用いた計算のうち大きい方を採用する部分があるが、今回から、医学部入学定員を用いる場合は、人口を用いた計算の 1.2 倍を限度とする。
- ・地理的条件等の加算を増加する。(医師少数区域の人口等を考慮)

2 令和 3 年度臨床研修病院の募集定員 (案)

別紙のとおり (資料 2 - 2)

令和3年度臨床研修病院の募集定員について（案）

	2020年度採用				2019年度採用				2018年度採用				2017年度採用				過去3年採用実績平均 (2017～2019)	過去3年マッチ数実績平均 (2017～2019)	県上限	案1（採用実績で配分）				案2（マッチ数実績で配分）				案3（採用実績とマッチ数実績で配分）								
	定員	うち自治	マッチ数	マッチ率	定員	うち自治	マッチ数	マッチ率	採用実績	採用率	定員	うち自治	マッチ数	マッチ率	採用実績	採用率				定員	マッチ数	マッチ率	採用実績	採用率	過去3年採用実績で194を配分	定員1病院への加算	計(定員案)		過去3年マッチ数実績で194を配分	定員1病院への加算	計(定員案)		採用実績とマッチ数実績で194を配分	定員1病院への加算	計(定員案)	
																											対2020	対2020			対2020	対2020				
川崎医科大学附属病院	50		43	86	50		37	74	24	48	50		35	70	24	48	50	48	96	41	82	29.67	40.00	194 + 定員が 1となる 病院への 加算	32		32	▲ 18	38		38	▲ 12	35		35	▲ 15
岡山大学病院	46		42	91	46		40	87	40	87	46		44	96	41	89	46	46	100	41	89	40.67	43.33		44		44	▲ 2	42		42	▲ 4	43		43	▲ 3
倉敷中央病院	32		30	94	32		32	100	29	91	32		32	100	29	91	32	32	100	31	97	29.67	32.00		32		32	0	31		31	▲ 1	31		31	▲ 1
岡山赤十字病院	16	2	14	100	14		14	100	14	100	15	1	14	100	14	93	14	14	100	12	86	13.33	14.00		14		14	▲ 2	13		13	▲ 3	14		14	▲ 2
岡山医療センター	17		14	82	17		15	88	14	82	17		14	82	12	71	17	17	100	15	88	13.67	15.33		15		15	▲ 2	15		15	▲ 2	15		15	▲ 2
岡山済生会総合病院	14		13	93	14	2	4	33	11	79	14	1	13	100	11	79	14	11	79	10	71	10.67	9.33		12		12	▲ 2	9		9	▲ 5	10		10	▲ 4
岡山市立市民病院	12		12	100	10		10	100	9	90	10		10	100	10	100	10	10	100	7	70	8.67	10.00		9		9	▲ 3	10		10	▲ 2	10		10	▲ 2
川崎医科大学総合医療センター	25		12	48	25		17	68	12	48	25		20	80	11	44	25	14	56	12	48	11.67	17.00		13		13	▲ 12	16		16	▲ 9	15		15	▲ 10
岡山労災病院	6		6	100	6		2	33	1	17	6		3	50	5	83	6	5	83	4	67	3.33	3.33		4		4	▲ 2	3		3	▲ 3	3		3	▲ 3
津山中央病院	12	1	6	55	10	1	9	100	10	100	11	2	7	78	9	82	10	8	80	9	90	9.33	8.00		10		10	▲ 2	8		8	▲ 4	9		9	▲ 3
岡山協立病院	4		4	100	4		1	25	3	75	4		3	75	3	75	5	5	100	5	100	3.67	3.00		4		4	0	3		3	▲ 1	3		3	▲ 1
倉敷成人病センター	3		3	100	3		2	67	1	33	3		2	67	1	33	3	3	100	2	67	1.33	2.33		1	1	2	▲ 1	2		2	▲ 1	2		2	▲ 1
水島協同病院	5		3	60	5		1	20	3	60	5		2	40	1	20	5	0	0	0	0	1.33	1.00		1	1	2	▲ 3	1	1	2	▲ 3	1	1	2	▲ 3
水島中央病院	2		1	50													3	2	67	2	67	1.67	2.00		2		2	0	2		2	0	2		2	0
岡山中央病院	3		1	33	3		0	0	0	0	3		1	33	2	67	3	1	33	0	0	0.67	0.67		1	1	2	▲ 1	1	1	2	▲ 1	1	1	2	▲ 1
心臓病センター榊原病院					2		0	0	0	0	2		0	0	0	0	2	0	0	0	0	0.00	0.00													
合計	247	3	204	84	241	3	184	77	171	71	243	4	200	84	173	71	245	216	88	191	78	179.35	201.32		194	3	197	▲ 50	194	2	196	▲ 51	194	2	196	▲ 51

※自治医師はマッチング対象外のため、マッチ率の計算に含めていない

※水島中央病院の過去3年実績平均は2015～2017の数値を採用（2015年マッチ2・採用1、2016年マッチ2・採用2）

事 務 連 絡
令和 2 年 1 月 3 1 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
医師臨床研修推進室

令和 3 年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員上限について

平素より医師臨床研修制度の推進にご尽力を賜り誠にありがとうございます。
標記については、本日開催された医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の
審議を踏まえ、最終的に別紙のとおりとなりましたのでご連絡いたします。

つきましては、令和 2 年 4 月 1 5 日（水）までに、地域医療対策協議会等の
審議を踏まえ、別紙上限の範囲内で管内臨床研修病院の定員配分案及び当該定
員の算定方法について、地方厚生局医事課宛てご提出願います。

なお、定員配分案の策定にあたっては、管内の医師少数区域等における研修
医数への配慮を行っていただくよう、お願いいたします。

$$\text{募集定員配分可能数} = (A) + (B)$$

A：臨床研修部会にて了承された配分可能数（194）

B：都道府県でAを配分した結果、やむを得ず一病院あたりの定員配布数が1となる場合、当該病院の募集定員数を2に増加するための加算分（ただし、地域医療対策協議会において了承を得たものに限る。）

参考：Aの内訳

- ①基本となる数（人口又は医学部入学定員に応じた配分）（153）
- ②地域枠（奨学金貸与者数に基づく配分）（10）
- ③地理的条件等による加算（面積あたり医師数、離島人口、医師偏在状況等に応じた配分）（33）
 - うち、医師少数区域の人口によって加算された配分（1）
- ④激変緩和（前年度の採用数保障のための調整※）（▲2）

※ ①～③の合計が前年度実績を下回った都道府県に対し、前年度実績を確保するための増減

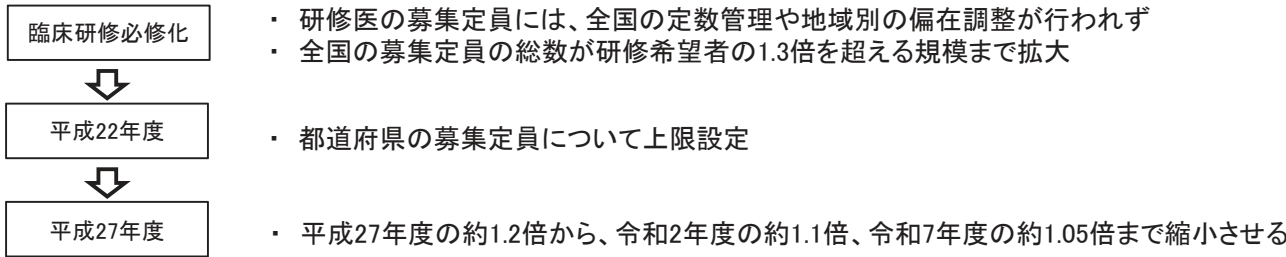
令和3年度都道府県別募集定員上限 について

1

臨床研修医の募集定員倍率

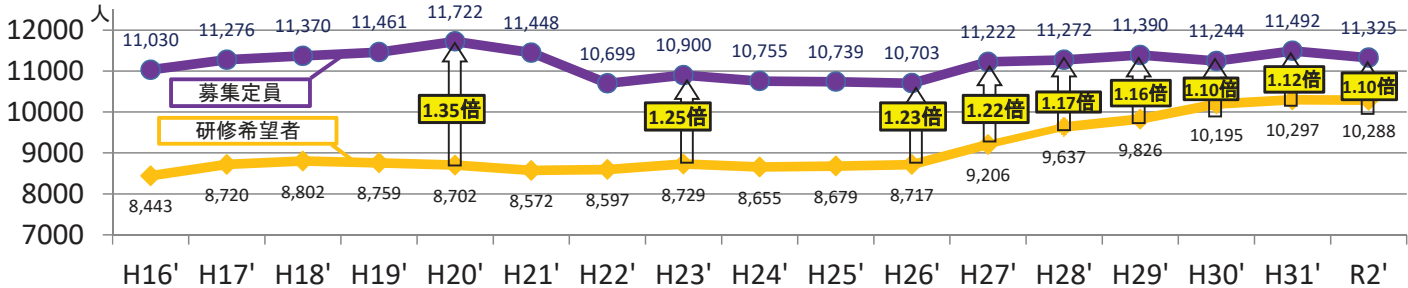
第31回医師需給分科会
令和元年11月27日
一部改変

○ 臨床研修の必修化後、研修医の募集定員が研修希望者の1.3倍を超える規模まで拡大し、研修医が都市部に集中する傾向が続いた。平成22年度の研修から都道府県別の募集定員上限を設定し、平成27年度には1.22倍まで縮小。今後、令和2年度には約1.1倍まで、令和7年度には約1.05倍まで縮小させる。



$$\frac{\text{全国の臨床研修募集定員数}}{\text{全国の臨床研修希望者数}} = \text{臨床研修医の募集定員倍率 (平成27年度 約1.2倍)}$$

研修医の募集定員・研修希望者数の推移



2

医師臨床研修マッチング結果について

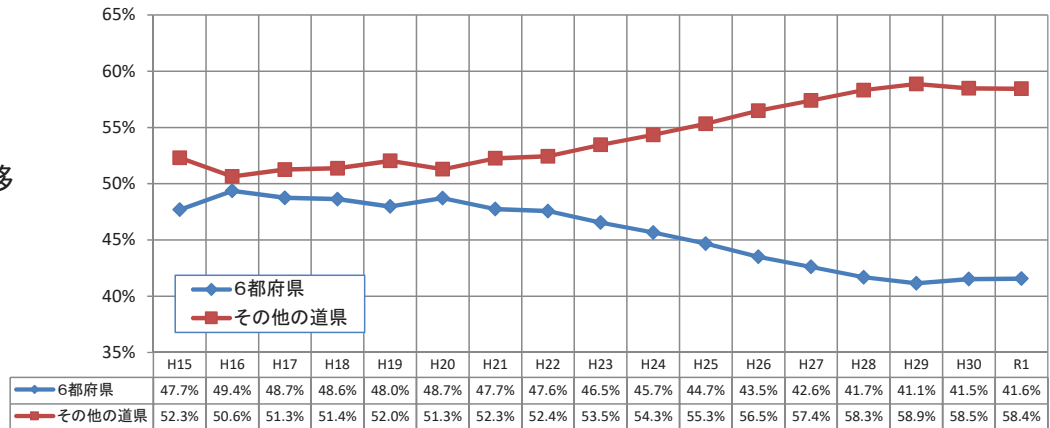
第31回医師需給分科会
令和元年11月27日

- 平成16年度に新たな医師臨床研修制度が導入されて以降、研修医が特定の地域に集中しやすい状況にあるとの指摘がされていたため、研修医の地域的な適正配置を誘導する観点から、都道府県別の募集定員の上限を設けるなど見直しを行っている。(平成22年度から適用)
- さらに、平成27年度の研修より更なる研修医の地域的な適正配置を誘導する観点から、都道府県別の募集定員の上限の計算式を一部見直し、募集定員の設定にあたって、全国の研修医総数や研修希望者数を推計しており、医学部入学定員の増を織り込んだ制度設計としている。

[大都市部6都府県（東京、神奈川、愛知、京都、大阪、福岡）とその他道県の比較] 内定者数の推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
6都府県	3,699	3,949	3,948	3,936	3,852	3,828	3,760	3,804	3,701	3,611	3,564	3,654	3,701	3,712	3,712	3,821	3,758
その他の道県	4,057	4,051	4,152	4,158	4,178	4,030	4,115	4,194	4,250	4,297	4,415	4,745	4,986	5,194	5,311	5,381	5,284
合計	7,756	8,000	8,100	8,094	8,030	7,858	7,875	7,998	7,951	7,908	7,979	8,399	8,687	8,906	9,023	9,202	9,042

内定者数割合の推移

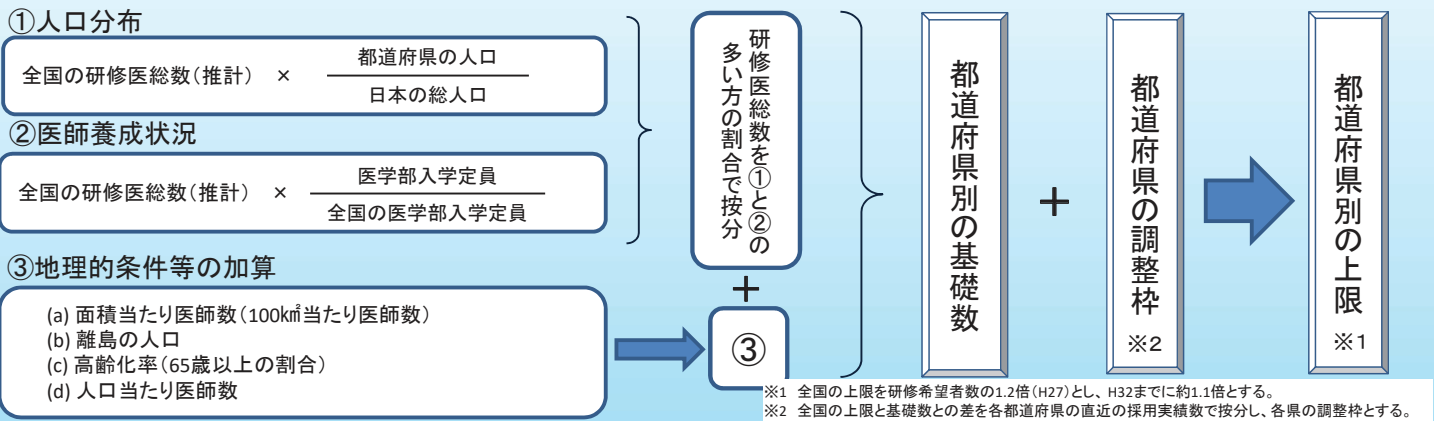


大都市部のある6都府県を除く道県における内定者数は5,284人(昨年度5,381人)であり、内定者の割合は、58.4%(昨年度58.5%)で昨年度と比較し微減

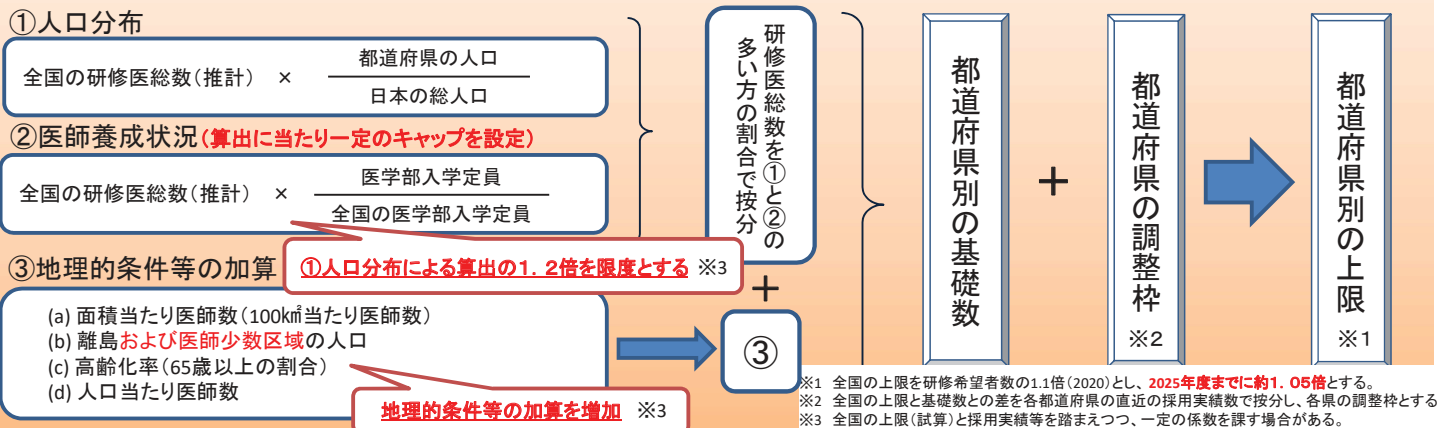
都道府県別の募集定員上限の見直しについて (臨床研修部会報告書 平成30年3月30日)

臨床研修部会
平成30年度第3回[資料1-3]

2020年度研修まで： 研修医総数を各県に按分した数+地理的加算+都道府県調整枠=都道府県別上限



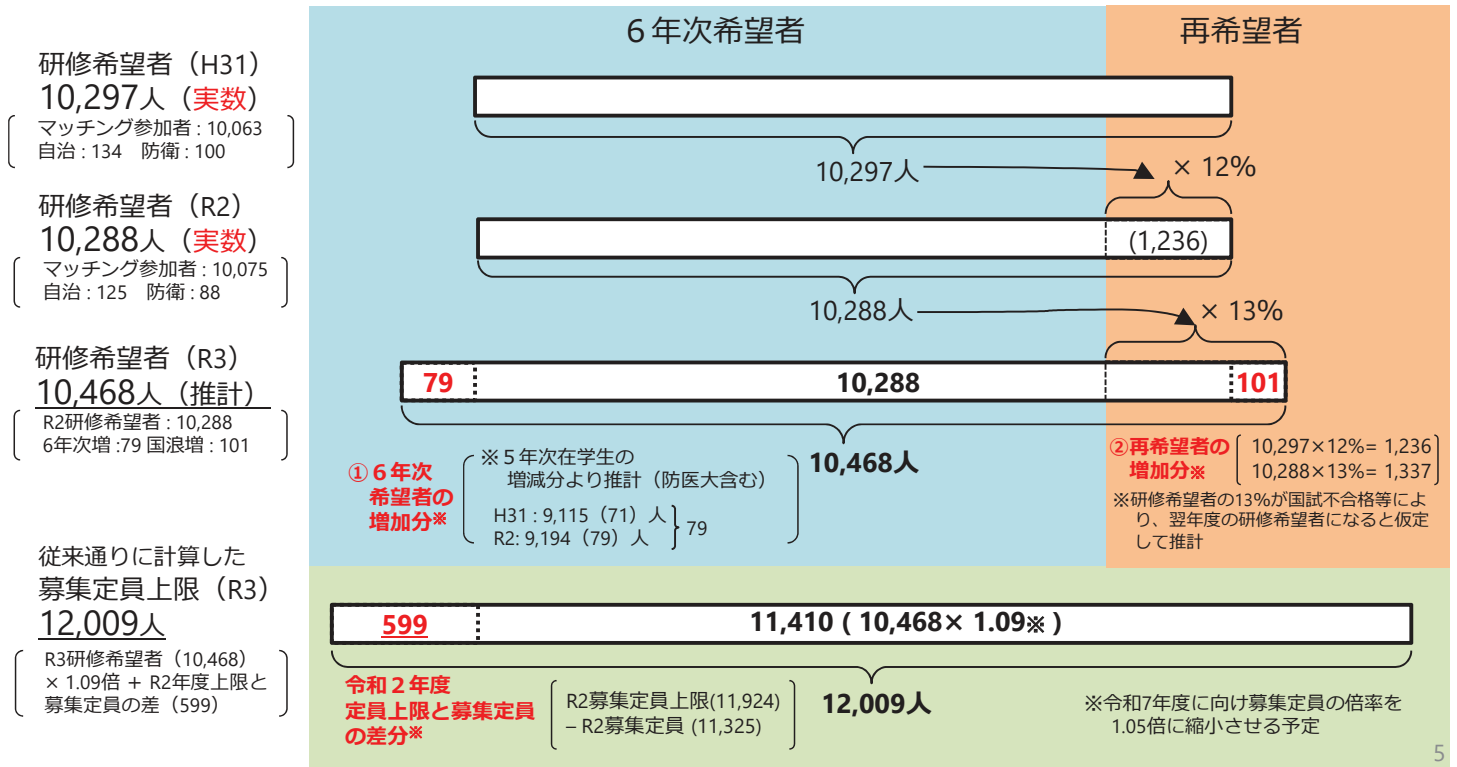
2021年度研修から： 研修医総数を各県に按分した数+地理的加算+都道府県調整枠=都道府県別上限



研修希望者数及び募集定員上限の設定方法 (令和3年度版：従来通りの計算方法による)

令和3年度の研修希望者数は、令和2年度の研修希望者数に、

- ① **6年次希望者の増加分** (去年から今年の5年次学生の増加分により推計) 及び
- ② **再度研修を希望する者の増加分** (研修希望者の12%が国試不合格等により次年度の研修希望者になると仮定して推計) を加えて算出している。



令和3年度の臨床研修定員上限設定(案)における変更点①

- **医学部入学定員による算定の限度設定** (平成30年3月 医師臨床研修部会報告書に記載あり)
 - ・従来の基礎数は「人口」または「医学部入学定員」を用いた計算のうち大きい方が採用されているが、入学定員を用いている都道府県の一部では、人口に比べて著しく多い定員数となっている。
 - ・医師臨床研修部会における議論通り、基本となる数の算出にあたっては、「医学部入学定員」を用いる場合、「人口」に基づいた値の1.2倍を限度とする。
- **地理的条件等の変更** (医師法及び医療法の一部を改正する法律、医政局長通知に類似事項の記載あり)
 - ・地理的条件等の加算のうち、人口10万人対医師数・高齢化率について、患者の流出入や人口構成を加味した加算に変更し、離島人口による加算を調整してはどうか。
 - ・具体的には、医師少数区域の人口に応じた定員を配分した上で、医師が必要に対して相対的に少ない都道府県ほど多くの定員が設定されるよう、総定員の一部を配分してはどうか。
 - ・ただし、医師少数区域の人口によって加算された定員については、必ず医師少数区域の基幹施設に設定することとしてはどうか。
- **地域枠による補正の変更**
 - ・現状の地域枠による補正は、募集定員を十分に用意できている都道府県のみ追加される仕組みとなっており、医師が多い都道府県に有利。
 - ・全ての都道府県において地域枠分の定員は別枠として計算を行い、加算することとしてはどうか。

令和3年度の臨床研修定員上限設定(案)における変更点②

○前年度の定員上限と募集定員の差分の加算の縮小

- ・現在は、各都道府県が国の定めた定員上限まで募集定員を用意しないことを予測し、前年度の「定員上限」と「実際の募集定員」の差分が定員上限の総数に加算されている。
- ・研修希望者に対する倍率の外側で数が加算される形となっているため、倍率の縮小による偏在是正効果を弱めており、また、最終的に倍率が狙い通りとならないという問題点がある。
- ・さらに、この加算は、前年度の採用実績に基づいて各都道府県に配分されており、研修医採用数が多い都道府県に有利となっている。
- ・この加算を段階的に縮小し、厳格な定員管理ができるようにしてはどうか。

○定員設定の弾力化に伴うルールの変更

- ・現状の規則では、施設ごとの募集定員を原則最低2人にする調整(+1増)を、都道府県が限られた調整枠を用いて行うことへの配慮から、都道府県が定員上限を超えた募集定員の設定をすることが可能となっている。
- ・来年度より、全ての定員設定を都道府県が行うこととなり、定員上限の範囲内で上記のような配慮を行う設定も可能であるが、地域医療対策協議会において個別に了承を得たものに限り、引き続き定員上限を超えた設定を認めることとしてはどうか。

○激変緩和ルールの変更

- ・通常の計算をした場合の各都道府県における定員上限が、前年度の採用数を下回る場合、計算結果によらず、当面の間「前年度の採用数+5」の定員を確保するという規則がある。
- ・偏在是正の観点からは、本来廃止をするべきだが、激変緩和のため、「前年度の採用数」を定員として確保することとしてはどうか。

7

臨床研修定員上限の計算方法(案)について

■全国の募集定員上限(A)

$$\text{研修希望者数} \times 1.09^{*1} + \text{前年度の定員上限と募集定員の差分} \times 4/5^{*2}$$

※1 令和7年までに段階的に1.05まで縮小
※2 令和7年までに段階的に縮小・廃止

■各都道府県の募集定員上限

B 人口分布

$$\text{全国の研修医総数(推計)} \times \frac{\text{都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$$

C 医学部入学定員

$$\text{全国の研修医総数(推計)} \times \frac{\text{医学部入学定員}}{\text{全国の医学部入学定員}}$$

①基本となる数

$$\text{全国の研修医総数(推計)} \times \frac{\text{BとCの多い方}^*}{\text{BとCの多い方}^* \text{の全都道府県合計}}$$

* C(入学定員)を用いる場合、B(人口分布)の1.2倍を限度とする

②地域枠

$$+ \text{奨学金貸与者数} \times 1.09(\text{今回の目標倍率})$$

③地理的条件等による加算

- (1)100kmあたり医師数※3
- (2)離島の人口※3
- (3)医師少数区域の人口※4
- (4)都道府県間の医師偏在状況※5

※3 それぞれに一定の係数をかけた値を加算

※4 残りの定数に 都道府県の医師少数区域の人口/全国の人口 をかけた数を加算

※5 さらに残った数を、都道府県間の医師偏在状況に応じて按分

④激変緩和(前年度の採用数保障)

- ・①～③の合計が前年度の採用実績に満たない場合、前年度採用数を当該都道府県の上限とする
- ・上記により追加する定数については、他の都道府県の定数から $\frac{\text{各都道府県の(①～③の合計 - 前年度の採用実績)}}{\text{他の都道府県の(①～③の合計 - 前年度の採用実績)}}$ に応じて減ずる

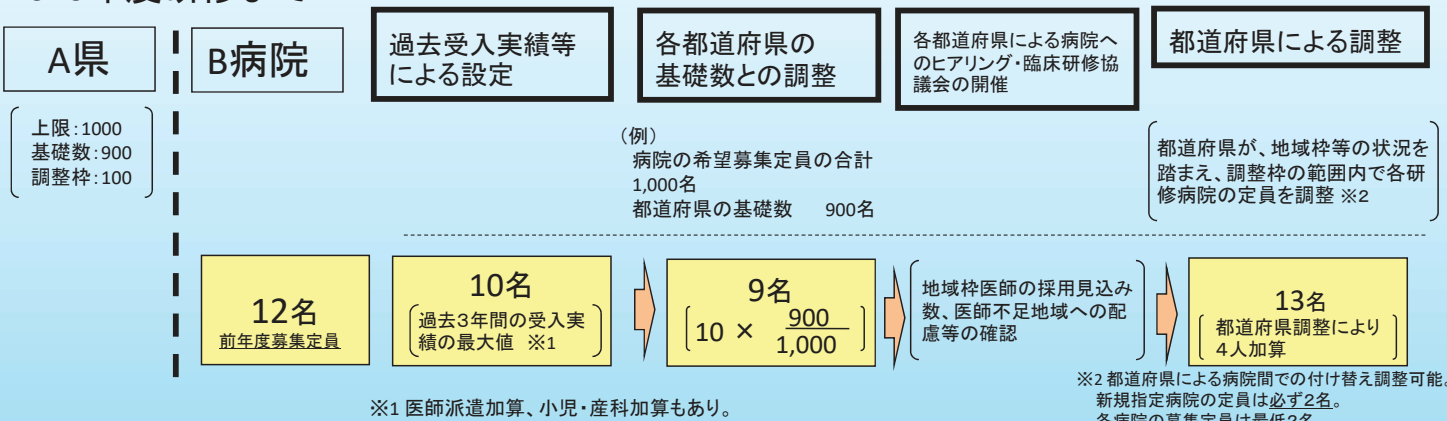
8

参考

各臨床研修病院における募集定員の設定について

臨床研修部会
平成30年度第3回【資料1-3】

2020年度研修まで



2021年度研修から

